

**クレジット・サラ金事件  
弁護士費用の概要**  
(消費税込表示)

弁護士法人  
西むさし法律事務所

## 1. 任意整理（自営業者以外の個人）

### (1) 着手金

債権者 2 社まで 5 万 5000 円。 3 社～は 1 社あたり 2 万 2000 円を加算します。  
但し、同一債権者でも別口座の場合は別債権者となります。

### (2) 報酬金

1 債権者について、合意成立の基本報酬が 2 万 2000 円です。  
下記の成果があった場合、基本報酬に加え以下の金額を加算します。

- (a) 債権者主張の債権額から減額できた場合、減額金の 1 割相当額に消費税を加えた金額
- (b) 過払い金を回収した場合、過払金の 2 割相当額に消費税を加えた金額

## 2. 自己破産（自営業者以外の個人）

### (1) 着手金

#### (a) 債務金額が 1000 万円以下の場合

債権者数に応じて、次の金額とする。

10 社以下	22 万円
11 社から 15 社まで	27 万 5000 円
16 社以上	33 万円

#### (b) 債務金額が 1000 万円を超え 3000 万以下の場合

債権者数にかかわらず 44 万円

#### (c) 債務金額が 3000 万円を超える場合

債権者数にかかわらず 55 万円

#### (d) 管財事件となる場合は、上記にそれぞれ 5 万 5000 円が加算されます。

### (2) 報酬金

免責決定が得られた場合のみ、上記着手金と同額を上限とします。

## 3. 個人再生事件（自営業者以外・小規模個人及び給与所得者等再生事件）

- |         |                  |       |
|---------|------------------|-------|
| (1) 着手金 | 住宅資金特別条項を提出しない場合 | 33 万円 |
|         | 住宅資金特別条項を提出する場合  | 44 万円 |

### (2) 報酬金

認可決定が得られた場合のみ、上記着手金と同額を上限とします。

※自営業者の方、会社の負債の処理をご希望の方は別途お尋ねください。